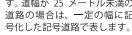
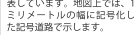
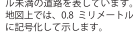
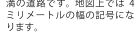
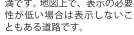
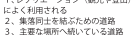
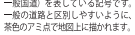
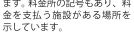
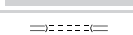


地図記号クイズ 記号名問題 解説あり

建物・その他構造物					
この記号が表している建物は、短辺が10メートル以上で25メートル未満のもの。ただし、必ず短辺は10メートル以上であることが必要。必要な場合は10メートル未満でもこの記号で表せる場合があります。	独立建物（小）に対して、建築物の短辺が25メートル以上の大きな建物を表す記号です。方などでも用いられています。	この記号は、建築物の短辺が25メートル以上あり、かつ高さ10メートル（地上から3階高）以上の基礎部分の面積を有するものを示しています。中規模建築物の記号は、独立した建物として扱われます。大きな駅などで用いられます。	この記号は、上から見た形で表されています。初期階段や巻道、飛行機の格納庫、ガス・石油タンクなどに利用されます。短辺が25メートル未満の場合も25メートルと表示されています。	この記号は、建築物に密着している地域のなかで、短辺が25メートル未満のものを表しています。商店街などの集積地の一端で、記号を表示する建物がある場合に利用します。	この記号は、建築物に密着している地域のなかで、短辺が25メートル以上のものを表しています。ただし、この地域の中には、上記の記号で表示できない建物がある場合は、その記号を用います。
この記号は、敷地境界線（大）で表されている土地の中で、高さ10メートル（地上3階相当の高さ）以上の建築物のある地域を示しています。大きな建物があり、商業街などでも利用されています。	この記号は、各地域の市役所と東京都各区の区役所を指します。市役所の支所や出張所では、この記号は使いません。	この記号では、国指定重要文化財指定都市の区役所と、府県指定重要文化財指定市の区役所とを区別して表しています。支庁や郡庁の場合は、この記号は使えません。政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）を除く。	この記号では、国や地方の役所であります。この形は、警察署や保健所などのように独自の記号がないものに使われます。支庁の「山」にちなみ形の記号となっています。	これは裁判の内容をより正確に表していたこと、この形が採用になっています。この記号があらわされている裁判所は、通常、刑事・民事・家庭裁判所です。最高裁判所を除く地球上のすべての裁判所。この記号は用いられません。	この記号は、国の役所である税務署を表しています。あるいはふるまの玉祖に似た記号の形になっています。税金を集めたり、管理したりしています。
この記号は「水」からこの形になっています。排水管理施設は、国の役割のひとつで、国が維持管理を行っています。支庁や事務所にもこの記号が使われます。	この記号は、昔からの道を計画していた風情にちなむ形になっています。道の両側にある家並や店舗群を表しています。祭典会場では、毎日の天気予報を発表するなどしています。	この記号では、消防署を表しているだけでなく、出動所や分所等も表しています。消防が中心となるため、すべての記号を使用することはありません。各々をそれぞれに使用することができます。形からこの記号が作られています。	この記号では、都道府県にある保健所を表しています。ただし、出張所や事務所、分室などは他の記号は使用しません。病院の記号と似ているので、注意が必要です。	この記号は、警察署をあらわしています。支隊や合同隊のものになります。また、警備庁や警防隊、警備学校については、注記や言語の記号で表さなければなりません。警備学校の記号となりを表す記号となっています。	この記号では、交差点だけでなく、派出所や駐在所なども表しています。警察の町と見せかけ、警察本部と見せかけることもできる記号となっています。道路に於いては、警察本部と見せかけることもできる記号となっています。
この記号では、普通郵便局や特定郵便局、簡易郵便局を表しています。分室や出張所の区分も含まれていますが、下部にある場合はこの記号は用いられません。見慣れているので、分かりやすく使えます。	この記号は、漢字の「文」を表した形になっています。分館には小学校または中学校に、この記号を用います。	この記号では、高等学校を表しています。小・中学校の記号と分かちやすさを区別するために○で囲んでいます。	この記号では、高等専門学校を表しています。地球上で校名を記することもありますが、それがよくない場合にはこの記号を使用します。	(大) 大学 この記号では、短期大学を表しています。「文」の記号の上に「短大」と書いてある記号です。地球上に学校を表記できるときかない場合に使用します。	(大) 大学 この記号では、大学を表しています。「文」の記号の上に「大」と書いてある記号です。地球上に学校を表記できるときかない場合に使用する記号です。
この記号は個人以外の病院、国や県、市などが運営している病院を表しています。分館が速達している病院や診療所には、この記号は用いられません。	この記号では、博物館のほか、美術館や歴史館も表しています。博物館に基づいた博物館と同じような施設を表しています。水族館や動物園、植物園は含みません。	この記号では、公立の図書館を表しています。分館にはこの記号は用いられません。本の開いた様子を表した記号となっています。	この記号は、目標となるような神社や有名な寺院に用いられます。神社やお寺に所属している建物は、この記号は使えません。お寺の境内にはなる「鳥居」の形をしています。	この記号は、目標となるような大きなお寺や有名な寺院を表します。記（だんじり）の形を表した記号となっています。	老人福祉施設に基づいた老人福祉施設のうち、特別養護老人ホームや第1社会福祉事業法の運営老人ホーム、軽費老人ホームを使っています。大きな福祉施設に目印になります。
フェリーとは、川や海、湖で、人や貨物を運送するための船を指すことを表しています。この記号では、フェリーを表すほか、人や車両を運ぶ船の発着地点と航路を表しています。					

植生					
					
この記号では、水田を表しています。 栽培している作物は、稲、黍（はすい）、 小麦、わづい、セリなどです。稲を 刈り取ったあとの水田の様子を記号に しています。	この記号が表している畑は、稲（あか かり）、野黍、芝、ハイマツなど、牧 草などと栽培しています。植物が芽 吹く時の「二葉」（ふたば）の形に由 来した形の記号となっています。	この記号では、森を表現している畑 を表しています。森の頂上は、笛の幼 虫のえさとなります。森の木を横か ら見た形に由来した記号です。	この記号では、お茶の森を栽培して いる畑を表しています。お茶の葉を 半分に切るなど、三つに分かれたよ うな形になっているので、その形に由 来した記号となっています。	この記号では、実物を栽培している 土地を表しています。りんごやか ん、ぶどう、梨、栗などの果樹を差 します。りんごや梨を表した形となっ ています。	この記号では、庭木や庭木などで 栽培している土地を表しています。樹 えは、きり、はぜ、こぞなどの樹木 です。木を真上から見た形を表し た記号となっています。
					
この記号では、畑の中心部に肥料が撒き入れ ている場所を表しています。基本的には、 水の深さは2メートル以上としています。が、 2メートルより浅くても耕している場合は この記号で表すことができます。広葉樹を から見た形に由来した記号となっています。	この記号では、花や草と竹が混在が特徴的 な生えている場所を表しています。基本的 には、草の高さは2メートル以上としてい ますが、草を刈払ったところで2メートル 未満でもこの記号を使用します。記号の 形は、竹の木の葉を横から見た形に由来 しています。	竹が周囲無く生えている場所を 表した記号です。「竹が生えて いる様子」とその影」に由来した 形の記号となっています。	この記号では、大型の果樹栽培が主 生えている場所を表しています。ヤシ科植物 や大型のシダ植物、タコノキ、ガジュ マルなどを指します。記号の形はヤシの 木の葉を横から見た形に由来しています。	この記号では、高い山のなかで、 ハイマツ（道松）が周囲無く生 えている場所を表しています。 ハイマツとは、木の高さが低い マツの木の仲間です。	この記号では、笹が周囲無く生 えている場所を表しています。 笹だけでなく雑草も含みます。 笹地と竹林の記号はよく似てい るので、注意が必要です。
					
この記号では、あまり利用されずに 雑草などで生えている場所を表します。 雑草が生えた状態や畑などとも 含みます。雑草が生えているよう な形に由来した記号となっています。					

地図記号のクイズ問題です。地図記号（マーク）が掲載されているので、その地図記号名を記入してください。
解説文つきで問題なので、その解説文をヒントにして答えを考えてみましょう。

道路							
この記号では、幅が 25 メートル以上の道路を表しています。幅が 25 メートル未満の道路の場合は、一定の幅に等号化した記号道路で表します。 	道路の幅が 13 メートル以上あり、25 メートル未満の道路を表しています。地図上では、1 ミリメートルの幅に等号化した記号道路で示します。 	この記号では、道路の幅が 5.5 メートル以上あり、13 メートル未満の道路を表しています。地図上では、0.8 ミリメートルに等号化して示します。 	この記号で表す道路の幅は 3 メートル以上、5.5 メートル未満の道路です。地図上では 4 ミリメートルの幅の記号に等号化します。 	この記号で表す道路の幅は、1.5 メートル以上 3 メートル未満です。地図上では、表示の必要性が低い場合は表示しないこともある道路です。 	この記号で表す道路は、最も狭い 15 メートル未満です。700 平方メートル以上は道路敷の占有、1.5 レイアウトゾーン（敷地や敷地）により利用されます。 2、敷地内には場所を指定する道路 3、主要な場所へ向いている道路 	道路法という法律で決められている道路（高速自動車道、都市部道路、一般道路）を指している記号です。一般の道路と区別しやすいように、茶色のアミで地図上に隠れています。 	道路を使用する時に、通行料を払う必要がある道路を表します。料金の記号もあり、料金を支払う施設がある場所を示しています。 
現地調査時に、建設中の道路を表す記号です。数年後に、地図記号が変わる可能性があります。 	分断とは、上下線を隔てる構造物のことです。この記号は幅が 20 メートル未満のものを表しています。幅が 20 メートル以上の分断は、上下線が別々の道路として表します。 	この記号では、地下を通る道路を表しています。複数の道路があり、ちくちく複数のトンネルがある場合もそれぞれこの記号で表します。 	この記号では、傾斜地に作られた階段を表しています。大きなものや傾斜にならずにゆるやかなのにこの記号が利用されています。 	この記号で表す道路は、最も狭い 15 メートル未満です。700 平方メートル以上は道路敷の占有、1.5 レイアウトゾーン（敷地や敷地）により利用されます。 2、敷地内には場所を指定する道路 3、主要な場所へ向いている道路 	道路法という法律で決められている道路（高速自動車道、都市部道路、一般道路）を指している記号です。一般の道路と区別しやすいように、茶色のアミで地図上に隠れています。 	道路を使用する時に、通行料を払う必要がある道路を表します。料金の記号もあり、料金を支払う施設がある場所を示しています。 	道路を使用する時に、通行料を払う必要がある道路を表します。料金の記号もあり、料金を支払う施設がある場所を示しています。 

鉄道			
この記号では、JR線の単線区間を表しています。他の私鉄の場合は違う記号になります。駅と駅の間で複線になる区間がある場合でも、単線でのこの記号を利用します。	この記号では、JR線の複線以上の区間を表しています。複線とは、線路が上下2線形になっていて、平行的であることです。駅の両側から複線になる場合は、単線の記号で表します。	この記号では、JR線以外の民間会社などが経営している鉄道の単線区間を表しています。複線とは、上下の線路が平行してあることです。駅の両側から複線になる場合は、単線の記号で表します。	この記号では、JR線以外の鉄道路線で貨物輸送を行う列車が通る線路を表しています。都市部では、貨物列車の線路とは別に1線建てされています。
この記号では、ロープウェイやスキーリフト、バルーンライドなどを表示します。大きなものでも、すくにはなくならないものが対象です。	この記号では、JR線の中で現地調査中に建設中だったり、一時的に運休している普通鉄道に用いられます。	この記号では、側線を表しています。側線とは本線以外の線路のことです。列車の組み替えや貨物の積み降ろしなどに利用されます。	この記号では、川にかかる橋や立体交差点や高架道に用いられます。長さは20メートル以内の区間で表す。20メートル未満でも有名な場合は、この記号で表示することもあります。
			この記号では、道路が地下で走るトンネルを表しています。よくに複数トンネルがある場合でも、全てこの記号で表します。
			この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。

目 標 物							
 この記号は4本の塔が東京タワーの上から見える様子を由来しています。五層塔や望楼台、送電塔の鉄塔を示し、火のやぐらや給水塔を表すこともあります。	 この記号では、立像など、有名な記念碑を表しています。その地域の目標となりやすい場合は、有名でなくてもこの記号を使用します。	 この記号では、特に大きな建物を示しています。建突とそのの建を表した記号の形となっています。	 この記号では、電波の送信機を行う塔を表しています。テレビやラジオ、無線通信などの電波を表します。この記号は、アンテナと電波をイメージした形になっています。	 この記号では、油井ガス井（ゆせい がすい）を表しています。現在採取中であり、目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。	 この記号では、すべての灯台を表しています。この記号は、灯台が放つ光が広がる形に由来した記号になっています。	 この記号では、移動電を誘導するために設置された風車を表します。目標となりやすい場所にある風車に利用される記号です。	 この記号では、坑口（こうこう）を表しています。道筋や水路、鉄道などが地下に入る部分を示します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。

特定地区							
							
この記号では、お墓がある場所を表しています。墓地の広さが7メートル×10メートル以上の場合は、特定地区で表示します。この記号とお墓を横切らした葬式に行われます。	地表で目立ちやすい場所に、工場がある場所がこの記号で地図上に表します。敷地面積がこの記号×125メートル以上の大工場の場合は、名前と表すこともあります。	この記号では、自衛隊法という法律で決められた機関を表しています。防衛庁や防衛大学校などは、この記号を専断せず、官公館の記号を使います。	この記号では、発電所と変電所をあらわしています。管理施設などの建物がある場所には使えません。電線と電圧回路の用いに来した記号となっています。	この記号では、温泉法で決められた温泉や鉱泉がある場所を示しています。温泉の付いている場所と、温泉の熱をいっている場合は、温泉の場所にもこの記号を用いることがあります。湯の付くを熱いことになっています。	この記号で表しているのは、消火や噴霧をしている場所になります。また、数回燃焼止しても消火や噴霧がとどまると予想される場所にもこの記号を用います。	この記号は、監物の探検場の中心を表しています。すでに崩壊となっている場所とは、この記号と一緒に「崩壊」と示されています。	この記号では、建築などに使う石などの材料を採る場所を示しています。土がけた敷けの形を表した記号となっています。
							
この記号では、以前にお城があった場所を示しています。記号で、天守閣ややぐら、石垣などがある場合もこの記号を用います。	この記号では、港清法で決められた「重要港場」を表しています。重要港場は、港域は中央の位置に表示します。そして名前の注記も必要です。	この記号では、港清法で決められた「地方港場」を表します。また、港域の大半を占める場合は、この記号は使用しません。港域のほぼ中央にこの記号を表示します。	この記号は、漁港法で決められた漁港に用いられます。第一種漁港に決められている場合は、この記号は使用しません。港域のほぼ中央にこの記号を表示します。	この記号は、文化保護法で定められた史跡や名勝、天然記念物の所在地を表します。その名称と一緒に表します。特別史跡の場合は、名称と一緒に「特」としします。			